

市内業者及び準市内業者の定義（令和7年度登録～）

	現在	変更後
市内業者	<p>○本店の所在地が本市にあること。</p> <p>○免許、許可又は登録に係る主たる営業所が本市にあること。</p>	<p>○本店の所在地が本市にあること。</p> <p>○免許、許可又は登録に係る主たる営業所が本市にあること。</p> <p>○本市の市民税の納税義務者であること。※</p>
準市内業者	<p>○支店、営業所等の所在地が本市にあること。</p> <p>○支店、営業所等が免許、許可又は登録に係るものであること。</p>	<p>○支店、営業所等の所在地が本市にあること。</p> <p>○支店、営業所等が免許、許可又は登録に係るものであること。</p> <p>○本市の市民税の納税義務者であること。※</p>

※「本市の市民税の納税義務者であること」とは、

- ・法人については、「法人市民税の納税証明書」の提出があること。
- ・個人事業主であって、本市内に住所を有する者については「個人市民税の納税証明書」、本市内に住所を有しない者については「家屋敷事業所課税（家事均等割）の納税証明書」の提出があること。

※本市の市民税の納税証明書の提出がない期間は、市外業者とする取り扱いとなります。その場合、市民税の納税証明書の提出があった時点で、変更届により市内業者（準市内業者）への変更が可能です。

※本市の市民税が非課税の方については、個別にご相談ください。